

事故発生防止のための指針

社会福祉法人 石見さくら会
特別養護老人ホーム桃源の家

1, 介護事故防止に関する基本的な考え方

当施設は、より質の高いサービスを提供することを目的に施設での事故予防・防止に努めます。そのために必要な体制を構築し、組織全体で事故予防・防止に取り組みます。また事故が発生した場合には、速やかに対応が行えるよう研修(訓練)を実施し、必要な知識の習得に努めます。

2, 事故発生防止のための委員会組織

当施設は、介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、「事故発生防止委員会」(以下、「委員会」という)を設置します。なお、当委員は関連の深い委員会と合同で開催する場合があります。

(1) 設置の目的

施設内での事故を未然に防止すると共に、発生した事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、入居者に最善の対応を提供することを目的とします。

(2) 委員会の構成委員と安全対策責任者の選任

安全対策責任者は、構成委員から選任することとする。

- ・施設長
- ・介護支援専門員
- ・生活相談員
- ・看護職員
- ・介護職員
- ・管理栄養士・栄養士
- ・医師（出席できない場合は意見を聞く）
- ・その他、施設長が必要と認める者

(3) 委員会の開催

定期的に1ヶ月に1回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止の検討を行います。

(4) 委員会の役割

ア)各種マニュアルの再検討・リスクマネジメントに関する書式の整備

介護事故等未然防止のための、マニュアルを定期的に見直し、必要に応じて更新します。事故・ヒヤリハット報告書等の様式についても作成し、定期的に見直し、

必要に応じて更新します。

イ) 事故・ヒヤリハット報告の分析及び再発防止の検討

事故・ヒヤリハット報告を分析し、事故発生防止のための再発防止策を検討します。

ウ) 再発防止策の周知徹底

イ)によって検討された再発防止策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

(5) 事故発生防止担当者の選任

事故発生予防のための統括管理、事故発生防止委員会総括責任者は施設長とし、事故防止にかかる担当者は当委員会の委員長とする。

3, 事故発生防止のための職員研修(訓練)に関する基本方針

委員会を中心として事故発生防止のための職員への研修(訓練)を、下記の通り実施します。

- ① 定期的な研修(訓練)の実施(年1回以上)
- ② 新任職員への研修(訓練)の実施
- ③ その他必要な研修(訓練)の実施
- ④ 実施した研修(訓練)についての実施内容(資料)及び出席者の記録と保管

4, 事故・ヒヤリハット報告方法及びその分析を通じた再発防止策の職員への周知

報告・改善のための方策を定め周知徹底する目的は、介護事故等について施設全体で情報を共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意します。

- (1) 報告体制の確立、情報収集のためのヒヤリハット報告書及び事故報告書を作成し、収集された情報を分析・検討を行い施設内で共有し、再び事故を起こさないための対策を実施します。
- (2) 事故要因の分析については、収集した情報を基に「分析」→「要因の検証」と「改善策の立案」→「改善策の実施・評価」→「必要時の取組改善」のサイクルによって活用します。
- (3) 改善策の周知徹底は、分析によって出された改善策について委員会を中心に実践し、全職員に周知徹底を図ります。

5, 事故発生時の対応

介護事故が発生した場合は、定められた手順の通り速やかに対応します。

(1) 当該入居者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該入居者の状況を判断し、当該入居者の

安全確保を最優先として行動します。関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行います。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

(2) 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故・ヒヤリハット報告書」で、速やかに報告します。

(3) 関係者への連絡・報告

関係職員からの連絡等に基づき、ご家族・嘱託医、必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告します。

(4) 保険者等への報告

保険者等への報告対象事故の場合は、速やかに定められた様式で報告します。

(5) 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

6. 介護事故対応等に係る苦情解決方法

- ① 介護事故対応に係る苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告します。

7. 当指針の公表について

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

附 則

この指針は、令和 6 年 12 月 1 日から施行します。